

例1 事業者宛（適格請求書の形）・印紙あり

領収書

No. 0012

令和8年10月6日

株式会社サンプル商事 御中

金額 ￥165,000 -

但し Web サイト制作費（令和8年9月分）として

上記正に領収いたしました。

税率	税抜金額（円）	消費税額（円）	税込金額（円）
■ 10%対象	150,000	15,000	165,000
□ ____%対象			
課税対象外（入湯税など）			
収入印紙 200 円 貼付欄	発行者 山田デザイン事務所 山田 花子		
	住所 東京都〇〇区〇〇 1-2-3 電話 03-0000-0000		
	登録番号 T1234567890123		

支払方法 ■ 現金 □ 銀行振込 □ クレジットカード利用 □ その他 □ 再発行

判定額 150,000 円（税抜）。売上代金の受取書で、消費税額を区分して書いたので、消費税額は記載金額に含めません（国税庁 No.7124）。5 万円以上 100 万円以下なので 200 円です（国税庁 No.7105）。印紙は相手に渡す本紙に貼り、控えには貼りません。

例2 店頭（適格簡易請求書）・「上様」・10%と8%が混在

領収書

No. 0057

令和8年10月6日

上様

金額 ￥2,520 -

但し 店内飲食代・お持ち帰りの焼き菓子代として（※は軽減税率の対象品目）

上記正に領収いたしました。

適用税率	税込金額（円）	うち消費税額（円）
■ 10%対象	1,980	180
■ 8%対象※	540	40
課税対象外（入湯税など）		

発行者 カフェ・サンプル

住所 東京都〇〇区〇〇 4-5-6 電話 03-0000-1111

登録番号 T9876543210987

支払方法 ■ 現金 □ 銀行振込 □ クレジットカード利用 □ その他 □ 再発行

判定額 2,300 円（税抜。標準 1,800 円 + 軽減 500 円）。5 万円未満なので印紙は要りません（国税庁 No.7105）。簡易請求書は「適用税率」か「消費税額等」のどちらか一方でよく、両方書いてもよいので、この例は両方書いています（国税庁 問 58）。標準は $1,980 \times 10 \div 110 = 180$ 円、軽減は $540 \times 8 \div 108 = 40$ 円。

例3 免税事業者（登録なし）の領収書・印紙なし

領収書

No. 0003

令和8年10月6日

株式会社サンプル商事 御中

金額 ￥33,000 -

但し 原稿執筆料として

上記正に領収いたしました。

税率	税抜金額（円）	消費税額（円）	税込金額（円）
税率・消費税額の2行は使いません（登録を受けていない免税事業者は適格請求書を交付できません。国税庁 No.6498）			
課税対象外（入湯税など）			

発行者 鈴木 太郎（ライター）

住所 神奈川県〇〇市〇〇7-8-9

登録番号なし（適格請求書ではない領収書）

支払方法 ☒ 現金 ☐ 銀行振込 ☐ クレジットカード利用 ☐ その他 ☐ 再発行

判定額 33,000 円（免税事業者なので税込の額。国税庁 No.7124 の注）。5万円未満なので印紙は要りません（国税庁 No.7105）。税率・消費税額の欄は使いません。登録番号は書かず、登録番号に似た英数字も書きません（国税庁 問26-2 注2）。

例4 クレジットカード払い（印紙が要らない書き方）

領収書

No. 0013

令和8年10月6日

株式会社サンプル商事 御中

金額 ￥77,000 -

但し コンサルティング料として（クレジットカード利用）

上記正に領収いたしました。

税率	税抜金額（円）	消費税額（円）	税込金額（円）
☒ 10%対象	70,000	7,000	77,000
☐ ____%対象			
課税対象外（入湯税など）			

発行者 山田デザイン事務所 山田 花子

住所 東京都〇〇区〇〇1-2-3 電話 03-0000-0000

登録番号 T1234567890123

支払方法 ☐ 現金 ☐ 銀行振込 ☒ クレジットカード利用 ☐ その他 ☐ 再発行

「クレジットカード利用」と領収書に書いたので、第17号の1文書に当たらず、印紙は要りません（国税庁 質疑応答19/37）。書かなければ当たり、判定額 70,000 円（税抜）で200円です。「非課税」ではなく「課税文書に当たらない」です。

例5 再発行

領収書（再発行）

No. 0014

令和8年10月20日（再発行）元の領収書 令和8年10月6日付

株式会社サンプル商事 御中

金額 ￥165,000 -

但し Web サイト制作費（令和8年9月分）として

上記正に領収いたしました。

税率	税抜金額（円）	消費税額（円）	税込金額（円）
☒ 10%対象	150,000	15,000	165,000
☐ ____%対象			
課税対象外（入湯税など）			
収入印紙 200 円 貼付欄	発行者 山田デザイン事務所 山田 花子		
	住所 東京都〇〇区〇〇 1-2-3 電話 03-0000-0000		
	登録番号 T1234567890123		

支払方法 ☒ 現金 ☐ 銀行振込 ☐ クレジットカード利用 ☐ その他 ☒ 再発行

判定額 150,000 円（税抜）で 200 円です（国税庁 No.7105・No.7124）。再発行した受取書も第 17 号文書で、納税義務者は作成者です（国税庁 質疑応答 19/44）。元の領収書に貼った印紙とは別に、再発行にも印紙が要ります。台帳には新しい行（新しい番号）で入れ、「再発行」と元の領収書の日付を入れて、二重に計上されないようにします（慣行）。

例6 課税対象外（入湯税）を含む

領収書

No. 0031

令和8年10月6日

上様

金額 ￥16,650 -

但し 宿泊費・入湯税（150 円）として

上記正に領収いたしました。

適用税率	税込金額（円）	うち消費税額（円）
☒ 10%対象	16,500	1,500
☐ ____%対象		
課税対象外（入湯税など）		150 円

発行者 旅館サンプル荘

住所 〇〇県〇〇市〇〇 10-1 電話 0000-00-0000

登録番号 T2468013579246

支払方法 ☒ 現金 ☐ 銀行振込 ☐ クレジットカード利用 ☐ その他 ☐ 再発行

判定額 15,000 円（税抜。入湯税 150 円は入れない＝印紙税法基本通達 第 32 条）。5 万円未満なので印紙は要りません（国税庁 No.7105）。旅館は入湯税の特別徴収義務者で、領収書に入湯税の額を書いているので、その額を除いた金額で判定します。数字は国税庁 問 58-2 の旅館の記載例（宿泊料 16,500 円・入湯税 150 円・領収金額 16,650 円）と同じです。

領収書

No. 0015

令和8年10月8日

株式会社サンプル商事 御中

金額 ￥220,000 -

但し Web サイト保守料（令和8年4月～9月分）として

上記正に領収いたしました。

税率	税抜金額（円）	消費税額（円）	税込金額（円）
☒ 10%対象	200,000	20,000	220,000
☐ %対象			
課税対象外（入湯税など）			
収入印紙 200 円 貼付欄	発行者 山田デザイン事務所 山田 花子		
	住所 東京都〇〇区〇〇 1-2-3 電話 03-0000-0000		
	登録番号 T1234567890123		

支払方法 ☐ 現金 ☒ 銀行振込 ☐ クレジットカード利用 ☐ その他 ☐ 再発行

判定額 200,000 円（税抜）で 200 円です（国税庁 No.7105・No.7124）。振込で受け取った代金でも、受け取ったことを証明する領収書は第 17 号文書です（国税庁 質疑応答 19/10）。印紙税法基本通達 別表第一 第 17 号文書の 4 は、口座振込みの入金を知らせる「振込済みのお知らせ」等と称する文書も第 17 号文書（金銭の受取書）に当たるとしています。